令和３年第９回
教育委員会定例会議案

多賀城市教育委員会

令和３年第９回教育委員会定例会議事日程

令和３年９月２９日（水）
午後１時１５分　開 会
多賀城市役所５階　５０１会議室

日程第１　前回議事録の承認について

日程第２　議事録署名委員の指名について

日程第３　諸般の報告
　事務事業等の報告

日程第４　議　事

臨時代理事務報告第１１号　臨時代理の報告について（令和２年度多賀城市一般会計歳入歳出決算に対する意見）

臨時代理事務報告第１２号　臨時代理の報告について（令和３年度多賀城市一般会計補正予算（第６号）に対する意見）

日程第５　その他

諸　般　の　報　告

令和３年第８回教育委員会定例会以降の事務事業の執行状況及び諸会議等の状況は、次のとおりです。

■教育総務課関係

８月２６日、「第２５回多賀城市中学校駅伝競走大会」が多賀城地区緩衝緑地で行われ、男子８チーム、女子７チームの参加の下、熱戦が繰り広げられました。男子は、多賀城中学校Ａチーム、女子は、第二中学校Ａチームが優勝しました。両校とも１０月に行われる県大会へ出場いたします。

８月２８日、城南小に通学する児童１名の新型コロナウイルス感染が判明したことから、当該生徒の在籍する教室を閉鎖の上、学校から保護者あて連絡を行い、３０日及び３１日を臨時休業としました。

９月３日､市ＰＴＡ連合会との教育に関わる懇談会をオンラインで行いました。

９月６日、令和３年第３回市議会定例会が開会し、１０月４日までの２９日間の会期で開催されております。教育委員会関係議案は、教育委員の任命に係る人事案件が１件で、教育委員に小野聡子氏が同意されました。その他、本日臨時代理事務報告をさせていただきます「令和２年度一般会計歳入歳出決算」及び「令和３年度一般会計補正予算（第６号）」の議案が提出されています。また、教育委員会関係の一般質問は、６名から６件の質問がありました。回答要旨は別紙のとおりです。

９月１０日、多賀城市感染症災害対策本部会議が開催され、県内の新型コロナウイルス感染症の発生状況に応じた本市の対応等を協議しました。９月１０日現在の対応状況は、別表のとおりです。

９月１１日、第二中学校で体育祭が開催されました。

同日、山王小学校に通学する児童１名及び第二中学校に通学する生徒１名の新型コロナウイルス感染が判明したことから、当該児童生徒の在籍する教室を閉鎖の上、学校から保護者あて連絡を行い、山王小学校は１３日から１５日まで、第二中学校は１３日及び１４日を臨時休業としました。

９月２５日、「第２６回多賀城市中学校新人体育大会」が市内各会場において開催され、各競技において熱戦が繰り広げられました。

例年、行われている小中学校の修学旅行は多賀城東小学校及び多賀城中学校で終了しました。その他の学校は、いずれも１０月以降に実施を予定しております。

また、例年９月に実施している小学校５年生による「国立花山少年自然の家」における２泊３日の宿泊学習については、多賀城小学校が終了しております。その他の学校は、１０月以降に実施を予定しております。

■生涯学習課関係

８月２７日～９月１２日、緊急事態宣言期間の主催事業はすべて中止しました。前回定例会以降に実施した主な社会教育事業等は、別表のとおりです。

■文化財課関係

９月９日、～東北復興宇宙ミッション２０２１～多賀城の古代米、宇宙からの帰還式を城南小学校で開催し、６学年児童が参加しました。

（別表）社会教育事業等の開催状況

（令和３年９月１６日現在）

○中央公民館

開催日	内容	参加者数	会場
8月26日	高齢者教育事業「多賀城大学　前期第４回　シニア向けスマートフォン講座」 講師：東北テレメディア開発株式会社　鵜浦　勇人　氏	36名	市会
9月16日	高齢者教育事業「多賀城大学　前期第５回　生涯現役、セカンドライフを健康で豊かに」 講師：一般財団法人健康・生きがい開発財団認定生きがい情報士認定講師　伊藤　誠氏	45名	市会

○大代地区公民館（指定管理）

開催日	内容	参加者数	会場
8月25日	高齢者教育事業「山茶花大学　前期第４回　シニア向けスマートフォン講座」 講師：東北テレメディア開発株式会社　鵜浦　勇人　氏	12名	大公
9月15日	高齢者教育事業「山茶花大学　前期第５回　生涯現役、セカンドライフを健康で豊かに」 講師：一般財団法人健康・生きがい開発財団認定生きがい情報士認定講師　伊藤　誠氏	15名	大公

○市民会館（指定管理）

開催日	内容	参加者数	会場
9月12日	共催事業「きかんしゃトーマスファミリーミュージカル　ソドー島のたからもの」（２回公演）	901名	市会

○市立図書館（指定管理）

開催日	内容	参加者数	会場
8月21日～31日	「発想力、表現力を育むワークショップ 多賀城お笑い養成学校及び展示」	47名	市図
8月23日～9月3日	「連続テレビ小説「おかえりモネ」ご当地巡回展」	2,990名	市図
9月15日	「英語の本を楽しもう 英語多読サロン」	5名	市図

○総合体育館（指定管理）

開催日	内容	参加者数	会場
8月26日	自主事業「ナイターテニス教室」	8名	総体
8月26日～9月15日（全6回）	地域スポーツ指導者派遣事業 申請団体：鶴ケ谷多賀モリ会、高橋多賀モリ会、トゥインクルたがじょう、下馬サロン	69名	市内
9月14日	社会体育事業「健康・スポーツ相談室」 講師：株式会社active body	2名	総体
9月14日、16日	介護福祉課委託事業「健康ストレッチ教室」	30名	大公 山公

【凡例】
山公：山王地区公民館　大公：大代地区公民館
市会：市民会館　　市図：市立図書館　　総体：総合体育館

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る本市の対応について

令和3年9月10日

1　対応期間　まん延防止重点措置期間中（9月13日から9月30日まで）

2　施設及び事業の対応について

（1）保健福祉部

No	施設・事業	8月27日から9月12日までの対応	9月13日から9月30日までの対応
1	太陽の家	3密の回避など感染拡大を予防する対応を行いながら、安全に配慮して実施 ・本人及び家族の健康観察の徹底し、発熱・風邪症状・普段と違う様子の場合は自宅休養 ・園内の全体活動は当面見合わせ、クラス活動を行う ・園児以外が参加する行事・イベントは当面見合わせ	3密の回避など感染拡大を予防する対応を行いながら、安全に配慮して実施 ・本人及び家族の健康観察の徹底し、発熱・風邪症状・普段と違う様子の場合は自宅休養 ・園内の全体活動は当面見合わせ、クラス活動を行う ・園児以外が参加する行事・イベントは内容により実施
2	コスモスホール	3密の回避など感染拡大を予防する対応を行いながら、安全に配慮して実施 ・本人及び家族の健康観察を徹底し、発熱・風邪症状・普段と違う様子の場合は自宅休養 ・利用時間、利用人数を調整 ・施設外への外出・飲食を伴うイベントは当面見合わせ	3密の回避など感染拡大を予防する対応を行いながら、安全に配慮して実施 ・本人及び家族の健康観察を徹底し、発熱・風邪症状・普段と違う様子の場合は自宅休養 ・施設外への外出・飲食を伴うイベントは内容により実施
3	トゥインクルたがじょう	3密の回避など感染拡大を予防する対応を行いながら当面の間、一部利用を制限し実施 ・施設：施設内外の清掃、消毒、換気 ・職員：検温と手洗い、マスク着用 ・利用者：自宅での検温、マスク着用の依頼 ●主な一部利用制限内容 ・各プログラムの利用人数を調整して実施 ・食品を扱うプログラムは中止 ・施設外プログラム（企業見学・体験等）は中止	左記から変更なし
4	放課後児童クラブ	3密の回避など感染拡大を予防する対応を行いながら、安全に配慮して実施。 ●対応内容 ・施設：館内外の清掃、館内及び遊び道具の消毒、換気の徹底 ・職員：毎朝の検温と体調確認、常時マスク着用、出入りの際の手指の消毒を厳格に実行 ・児童：登級前の検温、マスク着用の依頼	左記から変更なし
5	児童館・児童センター	緊急事態宣言期間中のイベントは中止 3密の回避などの感染拡大を予防する対応を行いながら、安全に配慮して開館 ●対応内容 ・施設：館内外の清掃、館内及び遊び道具の消毒、換気の徹底 ・職員：毎朝の検温と体調確認、常時マスク着用、出入りの際の手指の消毒を厳格に実行 ・利用者：来館前の検温、マスク着用の依頼、出入りの際の手指の消毒	・感染状況を確認しながら、イベントを実施 3密の回避などの感染拡大を予防する対応を行いながら、安全に配慮して開館 ●対応内容 ・施設：館内外の清掃、館内及び遊び道具の消毒、換気の徹底 ・職員：毎朝の検温と体調確認、常時マスク着用、出入りの際の手指の消毒を厳格に実行 ・利用者：来館前の検温、マスク着用の依頼、出入りの際の手指の消毒

No	施設・事業	8月27日から9月12日までの対応	9月13日から9月30日までの対応
6	子育てサポートセンター	3密の回避など感染拡大を予防する対応を行いながら、安全に配慮して開館。 ●一部制限内容 ・利用時間及び人数を制限すること（当面の間、ひろば、一時預かりの利用を市民に限定すること（一時預かりについて、既に予約をしている方は利用可）） ・緊急事態宣言期間中のイベントは中止 ●対応内容 ・施設：館内外の清掃、館内及び共用玩具・遊具の消毒、換気の徹底、館内での飲食中止 ・職員：毎朝の検温と体調確認、常時マスク着用、出入りの際の手指の消毒を厳格に実行 ・利用者：来館前の検温、マスク着用の依頼、出入りの際の手指の消毒	3密の回避など感染拡大を予防する対応を行いながら、安全に配慮して開館。 ●一部制限内容 ・利用時間及び人数を制限すること（当面の間、ひろば、一時預かりの利用を市民に限定すること（一時預かりについて、既に予約をしている方は利用可）） ・感染状況を確認しながら、イベントを実施 ●対応内容 ・施設：館内外の清掃、館内及び共用玩具・遊具の消毒、換気の徹底、館内での飲食中止 ・職員：毎朝の検温と体調確認、常時マスク着用、出入りの際の手指の消毒を厳格に実行 ・利用者：来館前の検温、マスク着用の依頼、出入りの際の手指の消毒
7	保育所等 （民間保育所等への呼びかけを含む）	●国等の示す方針等に基づき、3密の回避などの感染拡大を予防する対応を行いながら、以下の点について安全に配慮して実施 ・風邪のような症状のある児童の通所を控えるよう呼びかけ ・施設入出者への手洗いや咳エチケットの推奨、アルコール消毒液による手指消毒の励行 ・こまめな換気の実施 ・保育中におけるクラス合同保育の必要最低限の実施 ●利用児童や送迎等に関わる保護者以外の参加等がある行事や活動等は自粛や事業内容見直し	左記から変更なし
8	シルバーヘルスプラザ	緊急事態宣言期間中は休館 予約受付等の窓口業務のみ実施 ※既に予約している団体で、中止できない利用については、感染予防の徹底を要請 ●利用者に遵守いただく事項 ・マスクの徹底 ・手の消毒（施設に消毒液の設置） ・体調不良者の利用自粛 ・可能な限り3密を避けること ・利用者全体の連絡先の把握 ・利用後、2週間以内に感染が判明した場合、施設へ連絡すること ・施設内で飲食する場合は、対面を避け、周囲と距離をとるなど、感染防止に努めること ●施設の対応 ・換気の徹底 ・施設、設備等の消毒 ・机等の配置の変更 ・利用予約時の制限内容や要請内容の周知 ・利用時に制限内容や遵守事項が守られているかを確認	3密の回避など、感染拡大を予防する対応、入館時の手指消毒、利用者名簿の作成や検温を行いながら、当面の間、一部利用制限を付して開館 ●主な一部利用制限 ・カラオケ利用 ・利用時間・利用人数を制限すること ●利用者に遵守いただく事項 ・マスクの徹底 ・手の消毒（施設に消毒液の設置） ・体調不良者の利用自粛 ・可能な限り3密を避けること ・利用者全体の連絡先の把握 ・利用後、2週間以内に感染が判明した場合、施設へ連絡すること ・施設内で飲食する場合は、対面を避け、周囲と距離をとるなど、感染防止に努めること ●施設の対応 ・換気の徹底 ・施設、設備等の消毒 ・机等の配置の変更 ・利用予約時の制限内容や要請内容の周知 ・利用時に制限内容や遵守事項が守られているかを確認
9	シルバーワークプラザ	3密の回避などの感染拡大を予防する対応を行いながら開館 ・施設：館内外の清掃、消毒、換気 ・職員：検温と手洗い、マスク着用 ・利用者：健康状態聞き取り、手洗い（消毒）	左記から変更なし

No	施設・事業	8月27日から9月12日までの対応	9月13日から9月30日までの対応
10	屋内ゲートボール場 屋外ゲートボール場	緊急事態宣言期間中は休館 予約受付等の窓口業務のみ実施 ※既に予約している団体で、中止できない利用については、感染予防の徹底を要請 ●利用者に遵守いただく事項 ・マスクの徹底 ・手の消毒(施設に消毒液の設置) ・体調不良者の利用自粛 ・可能な限り3密を避けること ・利用者全体の連絡先の把握 ・利用後、2週間以内に感染が判明した場合、施設へ連絡すること ・施設内で飲食する場合は、対面を避け、周囲と距離をとるなど、感染防止に努めること ●施設の対応 ・換気の徹底 ・施設、設備等の消毒 ・机等の配置の変更 ・利用予約時の制限内容や要請内容の周知 ・利用時に制限内容や遵守事項が守られているかを確認	3密の回避など感染拡大を予防する対応を行いながら当面の間、一部利用を制限して開館 ●主な一部利用制限内容 ・市民団体に限定 ※既に予約している団体で、中止できない利用については、感染予防の徹底を要請 ●利用者に遵守いただく事項 ・マスクの徹底 ・手の消毒(施設に消毒液の設置) ・体調不良者の利用自粛 ・可能な限り3密を避けること ・利用者全体の連絡先の把握 ・利用後、2週間以内に感染が判明した場合、施設へ連絡すること ・施設内で飲食する場合は、対面を避け、周囲と距離をとるなど、感染防止に努めること ●施設の対応 ・換気の徹底 ・施設、設備等の消毒 ・机等の配置の変更 ・利用予約時の制限内容や要請内容の周知 ・利用時に制限内容や遵守事項が守られているかを確認

(2) 教育委員会

No	施設・事業	8月27日から9月12日までの対応	9月13日から9月30日までの対応
1	市立小中学校	学習教育活動継続のために以下の事項に取り組む。 ・基本的な感染症対策の徹底 ・感染リスクの高い活動等の制限(部活動を含む。) ・遠隔授業を含めた効果的な授業の実施	学習教育活動継続のために以下の事項に取り組む。 ・基本的な感染症対策の徹底 ・感染リスクの高い活動等の制限 ・遠隔授業を含めた効果的な授業の実施
2	市民会館	緊急事態宣言期間中は休館 予約受付等の窓口業務のみ実施 ただし、既に予約している分は、3密の回避など、感染拡大を予防する対応(マスクの着用、入口での手指消毒、チェックリストの確認や利用者名簿の作成など)を行いながら、次の一部利用制限を付して開館 ●利用制限内容 □飛沫感染・接触感染等のリスクの低減に努めることを前提に、宮城県の方針に準じ、収容率(利用人数)を制限すること。 □十分な換気の実施 ※その他、感染拡大予防策や利用制限(利用上のルール)に関する詳細事項あり。施設管理者の定めによる。 施設利用のうち、感染リスクの高い近距離での活動については利用自粛を呼びかける。 【主催事業】 中止	3密の回避など、感染拡大を予防する対応(マスクの着用、入口での手指消毒、チェックリストの確認や利用者名簿の作成など)を行いながら、次の一部利用制限を付して開館 ●利用制限内容 □開館時間を20時まで短縮(通常21時30分) (既に施設利用許可を受けたもの及び予約を行っているものは20時以降も使用可) □飛沫感染・接触感染等のリスクの低減に努めることを前提に、宮城県の方針に準じ、施設の利用形態(大声での歓声、声援等の想定の有無)に応じて、収容率(利用人数)を制限すること。 □十分な換気の実施 ※その他、感染拡大予防策や利用制限(利用上のルール)に関する詳細事項あり。施設管理者の定めによる。 【主催事業】 再開
3	中央公民館		
4	山王地区公民館		
5	大代地区公民館		

No	施設・事業	8月27日から9月12日までの対応	9月13日から9月30日までの対応
6	総合体育館	緊急事態宣言期間中は休館 予約受付等の窓口業務のみ実施 ただし、既に予約している分は、3密の回避など、感染拡大を予防する対応(マスクの着用(運動時を除く。))、入口での手指消毒、チェックリストの確認や利用者名簿の作成など)を行いながら、次の一部利用制限を付して開館 ●利用制限内容 □更衣室、シャワー室を利用する場合は、人数制限等の条件を設定すること。 □利用人数を制限:飛沫感染・接触感染等のリスクの低減に努めることを前提に、宮城県の方針に準じ、収容率(利用人数)を制限すること。 □十分な換気の実施 ※その他、感染拡大予防策や利用制限(利用上のルール)に関する詳細事項あり。施設管理者の定めによる。 施設利用のうち、感染リスクの高い近距離での活動については利用自粛を呼びかける。 【主催事業】 中止	3密の回避など、感染拡大を予防する対応(マスクの着用(運動時を除く。))、入口での手指消毒、チェックリストの確認や利用者名簿の作成など)を行いながら、次の一部利用制限を付して開館 ●利用制限内容 □開館時間を20時まで短縮(通常21時) (既に施設利用許可を受けたもの及び予約を行っているものは20時以降も使用可) □更衣室、シャワー室を利用する場合は、人数制限等の条件を設定すること。 □利用人数を制限:飛沫感染・接触感染等のリスクの低減に努めることを前提に、宮城県の方針に準じ、施設の利用形態(大声での歓声、声援等の想定の有無)に応じて、収容率(利用人数)を制限すること。 □十分な換気の実施 ※その他、感染拡大予防策や利用制限(利用上のルール)に関する詳細事項あり。施設管理者の定めによる。 【主催事業】 再開
7	市民プール	緊急事態宣言期間中は休館 予約受付等の窓口業務のみ実施 ただし、既に予約している分は、3密の回避など、感染拡大を予防する対応(マスクの着用(運動時を除く。))、入口での手指消毒、チェックリストの確認や利用者名簿の作成など)を行いながら、次の一部利用制限を付して開館 ●主な一部利用制限内容 □更衣室、シャワー室を利用する場合は、人数制限等の条件を設定すること。 ※その他、感染拡大予防策や利用制限(利用上のルール)に関する詳細事項あり。施設管理者の定めによる。 施設利用のうち、感染リスクの高い近距離での活動については利用自粛を呼びかける。 【主催事業】 中止	3密の回避など、感染拡大を予防する対応(マスクの着用(運動時を除く。))、入口での手指消毒、チェックリストの確認や利用者名簿の作成など)を行いながら、次の一部利用制限を付して開館 ●主な一部利用制限内容 □開館時間を20時まで短縮(通常21時) (既に施設利用許可を受けたもの及び予約を行っているものは20時以降も使用可) □更衣室、シャワー室を利用する場合は、人数制限等の条件を設定すること。 ※その他、感染拡大予防策や利用制限(利用上のルール)に関する詳細事項あり。施設管理者の定めによる。 【主催事業】 再開
8	市民テニスコート	【施設】 3密の回避など、感染拡大を予防する対応(マスクの着用(運動時を除く。))、入口での手指消毒、チェックリストの確認や利用者名簿の作成など)を行いながら、次の一部利用制限を付して開館 ●主な一部利用制限内容 □更衣室、シャワー室を利用する場合は、人数制限等の条件を設定すること。 ※その他、感染拡大予防策や利用制限(利用上のルール)に関する詳細事項あり。施設管理者の定めによる。 【主催事業】 中止	【施設】 左記から変更なし 【主催事業】 再開

No	施設・事業	8月27日から9月12日までの対応	9月13日から9月30日までの対応
9	多賀城公園野球場	【施設】 3密の回避など、感染拡大を予防する対応(マスクの着用(運動時を除く。))、手洗いの実施、チェックリストの確認や利用者名簿の作成など)を行いながら、次の一部利用制限を付して開館 ●利用制限内容 □利用者の特定 　→利用者が特定できること。 ※その他、感染拡大予防策や利用制限(利用上のルール)に関する詳細事項あり。施設管理者の定めによる 【主催事業】 中止	【施設】 左記から変更なし 【主催事業】 再開
10	中央公園		
11	市立図書館	【施設】 3密の回避など、感染拡大を予防する対応(マスクの着用、入口での手指消毒等)を行いながら、一部利用制限を付して開館 ●利用制限内容 □開館時間を20時まで短縮(通常21時30分) □利用制限サービス ・学習スペース(座席数等)の制限 ※その他、感染拡大予防策や利用制限(利用上のルール)に関する詳細事項あり。施設管理者の定めによる。 【主催事業】 中止	【施設】 左記から変更なし 【主催事業】 再開
12	埋蔵文化財調査センター展示室	緊急事態宣言期間中は休館	3密の回避など、感染拡大を予防する対応(マスクの着用、入口での手指消毒等)を行いながら、制限を解除する。 ※その他、感染拡大予防策や利用制限(利用上のルール)に関する詳細事項あり。施設管理者の定めによる。 【主催事業】 再開
13	多賀城市埋蔵文化財調査センター体験館(史遊館)	緊急事態宣言期間中は休館	3密の回避など、感染拡大を予防する対応(マスクの着用、入口での手指消毒等)を行いながら、制限を解除する。 ※その他、感染拡大予防策や利用制限(利用上のルール)に関する詳細事項あり。施設管理者の定めによる。 【主催事業】 再開
14	学校施設開放	【屋内施設】 緊急事態宣言期間中は休館 ただし、既に予約している分は、3密の回避など、感染拡大を予防する対応を条件とする 【屋外施設】 3密の回避など、感染拡大を予防する対応を条件とする ※その他、感染拡大予防策や利用制限(利用上のルール)に関する詳細事項あり。事業管理者の定めによる。 　施設利用のうち、感染リスクの高い近距離での活動については利用自粛を呼びかける。	開館時間を20時まで短縮(通常21時) (既に施設利用許可を受けたもの及び予約を行っているものは20時以降も使用可) ※屋外夜間照明灯設置の山王小学校校庭は21時まで利用可能とする。 　施設の利用の際は、3密の回避など、感染拡大を予防する対応を条件とする ※その他、感染拡大予防策や利用制限(利用上のルール)に関する詳細事項あり。事業管理者の定めによる。

（3）総務部

No	施設・事業	8月27日から9月12日までの対応	9月13日から9月30日までの対応
1	市民活動サポートセンター	緊急事態宣言期間中は休館 予約受付等の窓口業務のみ実施 ※既に予約している団体で、中止できない利用については、感染予防の徹底を要請 ●利用者に遵守いただく事項 ・マスク着用の徹底 ・手の消毒（施設に消毒液の設置） ・体調不良者の利用自粛 ・可能な限り3密を避けること ・利用者全員の連絡先の把握 ・利用後、2週間以内に感染が判明した場合、施設へ連絡すること ・施設内で飲食する場合は、対面を避け、周囲と距離をとるなど、感染防止に努めること ●施設の対応 ・換気の徹底 ・施設、設備等の消毒 ・机等の配置の変更 ・利用予約時の制限内容や要請内容の周知 ・利用時に制限内容や遵守事項が守られているかを確認	3密の回避など、感染拡大を予防する対応を行いながら、一部利用制限を付して開館 ●利用制限内容 ・開館時間を20時まで短縮（通常21時30分） （既に予約している団体については20時以降も使用可） ・不特定多数の利用があるイベントの利用は不可とする。 ・フリースペースの利用についても申出制とする。 ●利用者に遵守いただく事項 ・マスク着用の徹底 ・手の消毒（施設に消毒液の設置） ・体調不良者の利用自粛 ・可能な限り3密を避けること ・利用者全員の連絡先の把握 ・利用後、2週間以内に感染が判明した場合、施設へ連絡すること ・施設内で飲食する場合は、対面を避け、周囲と距離をとるなど、感染防止に努めること ●施設の対応 ・換気の徹底 ・施設、設備等の消毒 ・机等の配置の変更 ・利用予約時の制限内容や要請内容の周知 ・利用時に制限内容や遵守事項が守られているかを確認
2	さんみらい多賀城イベントプラザ	緊急事態宣言期間中は休館 予約受付等の窓口業務のみ実施 ※既に予約している団体で、中止できない利用については、感染予防の徹底を要請 ●利用者に遵守いただく事項 ・マスク着用の徹底 ・手の消毒（施設に消毒液の設置） ・体調不良者の利用自粛 ・可能な限り3密を避けること ・利用者全員の連絡先の把握 ・利用後、2週間以内に感染が判明した場合、施設へ連絡すること ・施設内で飲食する場合は、対面を避け、周囲と距離をとるなど、感染防止に努めること ●施設の対応 ・換気の徹底 ・施設、設備等の消毒 ・机等の配置の変更 ・利用予約時の制限内容や要請内容の周知 ・利用時に制限内容や遵守事項が守られているかを確認	3密の回避など、感染拡大を予防する対応を行いながら、一部利用制限を付して開館 ●利用制限内容 ・開館時間を20時まで短縮（通常21時） （既に予約している団体については20時以降も使用可） ・不特定多数の利用があるイベントの利用は不可とする。 ・更衣室、シャワー室の利用は1名ずつとする。 ●利用者に遵守いただく事項 ・運動時以外のマスク着用の徹底 ・手の消毒（施設に消毒液の設置） ・体調不良者の利用自粛 ・可能な限り3密を避けること ・利用者全員の連絡先の把握 ・利用後、2週間以内に感染が判明した場合、施設へ連絡すること ・施設内で飲食する場合は、対面を避け、周囲と距離をとるなど、感染防止に努めること ●施設の対応 ・換気の徹底 ・施設、設備等の消毒 ・利用予約時の制限内容や要請内容の周知 ・利用時に制限内容や遵守事項が守られているかを確認

令和３年９月２９日提出

多賀城市教育委員会
教育長　麻生川　敦

臨時代理事務報告第１１号

臨時代理の報告について

教育長に対する事務委任等規則（昭和４７年多賀城市教育委員会規則第７号）第３条の規定により、次のとおり臨時に代理したので、同規則第６条第４号の規定により報告する。

令和３年９月２９日提出

多賀城市教育委員会

教育長　麻生川　敦

臨時代理書

教育長に対する事務委任等規則（昭和４７年多賀城市教育委員会規則第７号）第３条の規定により、次のとおり臨時に代理する。

令和３年８月２６日

多賀城市教育委員会

教育長　麻生川　敦

令和２年度多賀城市一般会計歳入歳出決算に対する意見について

このことについて、市長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２９条の規定に基づく意見を求められたことから、異議ない旨回答する。

市公第８０９号
令和３年８月２６日

多賀城市教育委員会　殿

多賀城市長　深谷　晃祐

令和２年度多賀城市一般会計歳入歳出決算について
（協議）

このことについて、別紙のとおり調製したので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

教育総務課
3.8.26
収受

担当：市長公室（財政経営担当）
内線２１６　松坂

臨時代理事務報告第１２号

臨時代理の報告について

教育長に対する事務委任等規則（昭和４７年多賀城市教育委員会規則第７号）第３条の規定により、次のとおり臨時に代理したので、同規則第６条第４号の規定により報告する。

令和３年９月２９日提出

多賀城市教育委員会

教育長　麻生川　敦

臨時代理書

教育長に対する事務委任等規則（昭和４７年多賀城市教育委員会規則第７号）第３条の規定により、次のとおり臨時に代理する。

令和３年８月２６日

多賀城市教育委員会

教育長　麻生川　敦

令和３年度多賀城市一般会計補正予算（第６号）に対する意見について

このことについて、市長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２９条の規定に基づく意見を求められたことから、異議ない旨回答する。

市公第８０８号
令和３年８月２６日

多賀城市教育委員会　殿

多賀城市長　深谷　晃祐

令和３年度多賀城市一般会計補正予算（第６号）について（協議）

このことについて、別紙のとおり調製したので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

教育総務課
3.8.26
収受

担当：市長公室（財政経営担当）
内線２１６　松坂